

第四回福生市議会

定

例

会会議録(第十五号)

昭和五十五年十二月二十三日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	石川慶一郎君	二番	仲村清信君
三番	加藤謹之助君	四番	高水惣八君
五番	東浦春浪君	六番	村尾栄次君
七番	森田治男君	八番	山崎敏三郎君
九番	小野沢久君	十番	遠藤洋一君
十一番	原敏子君	十二番	松山清君
十三番	小林菊三君	十四番	村野武男君
十五番	鈴木藤次郎君	十六番	貫井喜代次君
十七番	田村市郎君	十八番	東田正治君

議九十九

議九十九

議九十九

議九十九

議百五

議百

議百一

議百二

議百三

第四定
第三目

議九十九

十九番 宮沢良一 君
二十一番 末次性男 君
二十三番 関 米吉 君

二十番 指田保雄 君
二十二番 小堺仁七 君
二十四番 塩野鉄之助 君

一 欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 木林 田 進 君
議事係長 市川 昭利 君
臨事速記事務補佐員 川久保友子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田村匡雄 君	助 役 古谷徳男 君
収入役 橋本孝蔵 君	教 育 長 森田 猛 君
企画財政部長 生子国利 君	総 務 部 長 浅見裕康 君
市民部長 井上久男 君	福 祉 部 長 田村忠雄 君
建設部長 内田和雄 君	教 育 次 長 八木房雄 君
監査委員事務局長事務取扱 高水 求 君	選挙管理委員会事務局局長 篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十五年第四回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 十二月二十三日（火）午前十時

日程第一 請願書の取り下げ願いについて

日程第二 議案の訂正について

日程第三 議案第九十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第四 議案第九十一号 福生市営野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第五 議案第九十二号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第六 議案第一百五号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第七 議案第一百号 昭和五十五年福生市一般会計補正予算（第五号）
（審査報告）

日程第八 議案第一百一号 昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算

（第二号）
（審査報告）

日程第九 議案第一百二号 昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地地区画

整理事業会計補正予算（第二号）
（審査報告）

日程第十 議案第一百三号 昭和五十五年福生市下水道事業会計補正予算（第四号）
（審査報告）

日程第十一 議案第一百四号 昭和五十五年福生市受託水道事業会計補正予算（第二号）
（審査報告）

日程第十二 議案第九十三号 昭和五十四年度福生市一般会計決算認定について
（審査報告）

日程第十三 議案第九十四号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
（審査報告）

日程第十四 議案第九十五号 昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計決算認定について
（審査報告）

日程第十五 議案第九十六号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計決算認定について
（審査報告）

日程第十六

議案第九十七号

昭和五十四年度福生市受託水道事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第十七

議案第九十八号

市道路線の認定について
(審査報告)

日程第十八

議案第九十八号

鉄道の連続立体交差化に伴う地元費用負担解消に関する意見書

日程第十九

議案第一百十号

財産の取得について

日程第二十

福生市選挙管理委員会委員の選挙

日程第二十一

福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙

日程第二十二

閉会中の継続審査申し出について

日程第二十三

特定事件の継続調査について

午前十時一分 開議

○議長(小林菊三君)

ただいまから昭和五十五年第四回福生市議会定例会第三日目の入議を開きます。

○議長(小林菊三君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(本林田議事事務局長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

二、請願書の取り下げ願について(別添参照)

三、議案の訂正について(別添参照)

○議長(小林菊三君)

以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君)

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名によりまし、去る十九日に開催いたした第四回定例会第二目の議会運営について、その審議経過を御報告いたします。

議案につきましては、第二目に各委員会に付託された審査報告が多く、追加議案は四件であります。

日程の順序については従来の慣例に従い、お手元に御配付された日程表のとおりとすることとし、追加議案については、いずれも慎重に審議の上、即決を願うことで委員会では了承しております。

なお、市長より、議案の訂正願が提出されておりますが、これも慣例に従い、日程の冒頭に審議願うことといたしました。

なお、請願第三号について、請願者より取り下げ願が提出され、本日の日程としておりますが、会期中における取り下げ願でもあり、本日の会議において承認された時点で、厚生委員長から提出されている継続審査申し出書から除外することを委員会では確認しております。

また、全員協議会ではありますが、市長から申し出があり、議会としても協議

事項がありますので、本日の日程終了後開催することといたしましたので、御了承願います。

以上でございますが、本日の会議は本年最後の会議とらうかと思っておりますが、有終の美が飾られますよう、議会運営に特段の御配慮をお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長(小林菊三君) これより日程に入ります。

日程第一請願書の取り下げ願についてを議題といたします。

本件は、目下厚生委員会において付託審査中となっております請願第三号健康保険制度の一部改正をやる、国民負担の軽減と制度改善要求に関する請願書について請願者代表より取り下げ願が提出されたものであります。事務局として取り下げ願を朗読いたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 朗読は終わりました。

お諮りいたします。

本件は願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて本件取り下げ願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第二議案の訂正についてを議題といたします。

本件訂正について、理事者側より発言を求められておりますので、これを許します。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 議案第九十八号の市道路線の認定におきまして、中の一部のミスがございまして、ここに申しわけございませうが、訂正方をお願いする次第でございます。

内容といたしましては、議案中、道路の終点でございますが、福生市大字

熊川一六三〇―五」と議案中で御提案申し上げましたが、これは誤りでございまして、「福生市大字熊川一六二〇―五」と御訂正をいただきたいと思います。

今後、あやうなことがないよう十分気をつけますので、よろしく願ひしたいと思います。

○議長(小林菊三君) 以上で発言は終わりました。お諮りいたします。

本議案の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて本議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第九十九号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願ひます。

(総務委員長 田村市郎君登壇)
○総務委員長(田村市郎君) 議案第九十九号福生市の一般職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員会の審査概要を御報
告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております 審査報告書の朗読は省略させて
いただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案について理事者の、給与改定については本年八月八日に人事院が
四・六一の九千六百二十一円、同十月十六日に部の人事委員会が四・五六%
の一万一千九十九円の勧告を行っており、福生市としては、これらの勧告に準じて
四・五五一の九千七百三十四円と改定しようとするものであるとの説明がなされた
後、質疑に入りました。

主な質疑といしましては、他市の状況について、市は国や都より給与が
高いと言われているかどうか等の質疑があり、これに対して、二十六市におい
ては同一步調をとっている。国や都との関係については、自治省、あるいは東

京都から常に改定時期におう指摘されていることから、市としても努力し
て、徐々に国や都の給与に近づけていく等の答弁がなされた後、本案に
ついて採決いたしました結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきも
のと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり 御可決賜ります
ようお願いいたします。 審査報告といいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。
たゞいま議題となっており、議案第九十九号については、討論を省略し、
委員長報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君より、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よて議案第九十九号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第四議案第九十一号福生市宮野球場設置及び

管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君) 議案第九十一号福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、委員会の審査の概要を御報告いたします。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

でございます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については理事者から、他市においてはメイン球場には市の名称を使っているところが多い。当市の牛浜野球場も大幅に敷設備され、市のメイン球場とつづいていることから、この際、名称を「福生市宮野球場」と変更しようとするものであるとの説明の後、質疑に入りましたが、特に発言もなく、採決の結果、全員異議なく、本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告とあり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十一号については、討論を省略し、委員、会報告により可決されんことを仰ぎます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本委員会は審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一号は、本委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林南三君) 日程第五議案第九十二号、福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本委員については、建設委員、会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第九十二号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例の審査報告をいたします。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。内容について補足して御説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照。

本委員審査に当たっては、まず理事、者の説明を受けた後、質疑に入りました。

それらの主なものを申し上げますと、この玉川台児童遊園の土地が返還されるに当たって、近くの保育園との絡みがあったように聞いているが、その点について聞きたい。また、ほかの児童遊園でも切りかえが近づいているものもあると思うし、今回のような問題が起る可能性があると思うが、どういう見通しを立てているのか。また、今後の児童遊園の問題等について質疑がありました。

それらに対する答弁としては、保育園の関係では、庭が狭いたの出入口口をつくって庭がわりに使ったり、避難訓練等に使っていたようであるが、それら

のこともちろんで、市が買収してあった国道沿いの約四百平方メートルの場所と保育園の出入り口のあたりの交換を申し入れたが、地主としては現状のままの状態で返してほしいということであった。その旨は保育園にも説明に行き、父兄の方にも申し上げたわけである。

それで、返すに当たってのトラブルというが、いつまで借りているか、どういう状態で借りているのかわからないという御意見もいただいたので、借りている児童遊園については全部地主の好意によって、いつまで借りているという表示を今月の十三日に立てたわけである。私どもとしては、無償で貸していただいていることに對して感謝して返さなければならぬと思っている。

それから今後の問題であるが、現在借りている児童遊園が十一カ所あるが、一番契約期限の近づいているのが牛浜児童遊園で、五十七年三月であり、これについてはぜひ継続して貸していただけるように、総務部ともどもお願いしてまいりたいとちろでいる。また、この児童遊園については、税金だけ免除で好意的に地主から借りているわけだが、総務部の方で地主に当たってみたら、いまのところ売る意思はないということばかりしている。これらに

ついて市側としても買うなり、適正な価格で貸借の方法で借り上げるなり、ちろ方を切りかえていかなければ、児童遊園の存置がむずかしくなるのではないかとちろでいるが、今後十分詰めていかなければならないとちろでいる等の質疑応答がありました。

また、無償で借りているわけだし、借りるまでにはいろいろの経過もあったと思うので、今後、ぜひ返還というふうな事態にならないように加力していただきたいとの委員より要望もあり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会の決定とおり御審査の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長、長の審査直報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。